◇**植物防疫法の一部を改正する法律**（法律第三六号）（農林水産省）

1　侵入調査の実施及び緊急防除の迅速化

(一)　農林水産大臣は、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与え、又は有用な植物の輸出を阻害するおそれがある有害動植物であって、国内に存在することが確認されておらず、かつ、国内への侵入を特に警戒する必要があるもの等の国内への侵入又は国内での分布の状況を調査する事業を行うこととした。（第一六条の六及び第一六条の七関係）

(二)　農林水産大臣は、緊急防除の対象となる有害動植物のうち、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与えるおそれが高く、かつ、行うべき防除の内容が明らかであると認められるものについて、緊急防除の実施に関する基準を定めることができるものとし、当該基準に従って緊急防除を行うときは、防除の内容等に関する事前の告示の期間を一〇日まで短縮することができることとした。（第一七条の二関係）

(三)　緊急に防除を行う必要があるため事前の告示を行ういとまがないときは、農林水産大臣は、その必要の限度において、告示をしないで、緊急防除に関する命令をし、又は植物防疫官に必要な措置をさせることができることとした。（第一八条第二項関係）

2　国内に広く存在する有害動植物への対応の強化

(一)　農林水産大臣は、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針を定めるものとし、都道府県知事は、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画(二)において「総合防除計画」という。）を定めることとした。（第二二条の二第一項及び第二二条の三第一項関係）

(二)　都道府県知事は、指定有害動植物のまん延を防止するため必要があると認めるときは、総合防除計画に、指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）を定めることができることとした。（第二二条の三第三項関係）

(三)　都道府県知事は、指定有害動植物について遵守事項を定めた場合において、当該指定有害動植物の防除が適正に行われることを確保するため必要があるときは、農業者に対し、当該遵守事項に即した防除を行うために必要な指導及び助言を行うこととした。（第二四条の二関係）

(四)　都道府県知事は、(三)による指導又は助言をした場合において、なお遵守事項に即した防除が行われないため、指定有害動植物がまん延することにより農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認める場合等には、当該農業者に対し、当該遵守事項に即した防除を行うべきことを勧告することができるものとするとともに、これに従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第二四条の三関係）

3　植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の拡大

(一)　検疫有害動植物が付着するおそれがある物品について、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととした。（第六条第一項関係）

(二)　植物防疫官は、入国者及び出国者に対して、その携帯品のうちに検査を要する植物、物品等が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、当該携帯品の検査を行うことができることとした。（第八条第八項及び第一〇条第六項関係）

4　登録検査機関による輸出植物等の検査の一部の実施

植物防疫官は、登録検査機関が、輸入国の要求に適合している旨の確認をした植物又は物品及びこれらの容器包装については、植物検疫に係る検査証明のための検査の一部を行わないことができることとした。（第一〇条第五項関係）

5　罰則の強化

国際植物検疫に係る違反に係る罰金の上限及び国際植物検疫、国内植物検疫又は緊急防除に係る違反行為を法人の代表者等がした場合にその法人に対する罰金の上限を引き上げることとした。（第三九条及び第四三条第一号関係）

6　その他

(一)　法律の目的に、有害動植物の発生の予防を追加することとした。（第一条関係）

(二)　農林水産大臣は、検疫有害動植物を定めるとするときは、あらかじめ、有害動植物の性質に関し専門の学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならないこととした。（第五条の二第二項等関係）

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律**（法律第三七号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置及びその基盤を確立するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律における「食料システム」、「環境と調和のとれた食料システム」、「農林漁業者」、「環境負荷低減事業活動」及び「基盤確立事業」を定義した。（第二条関係）

3　基本理念

(一)　環境と調和のとれた食料システムは、気候の変動、生物の多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化する中で、将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保を図るためには、農林水産物等の生産等の各段階において環境への負荷の低減に取り組むことが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムに対する農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより、その確立が図られなければならないこととした。（第三条第一項関係）

(二)　環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、環境への負荷の低減と生産性の向上との両立が不可欠であることを踏まえ、その実現に資する技術の研究開発及び活用の推進並びに農林水産物等の円滑な流通の確保が図られなければならないこととした。（第三条第二項関係）

4　国が講ずべき施策

国は、食料システムの関係者の理解の増進、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する技術の研究開発及び普及の促進、環境への負荷の低減に資する生産活動の促進、環境への負荷の低減に資する原材料の利用の促進、環境への負荷の低減に資する農林水産物等の流通の合理化の促進、環境への負荷の低減に資する農林水産物等の消費の促進等のために必要な措置を講ずることとした。（第七条～第一四条関係）

5　環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針等

(一)　農林水産大臣は、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとし、基本方針には、環境負荷低減事業活動の促進の意義及び目標に関する事項等を定めることとした。（第一五条関係）

(二)　自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県は、共同して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができることとした。（第一六条関係）